

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日に当り、  
日曜、休日、  
及びその翌日  
は、この日  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)

◇告 示 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

- 一 収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、九六〇円を超える入居者に係る境港通勤寮の利用に対する費用の徴収月額を、収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額 (上限 二〇、〇〇〇円) に引き上げることとした。
- 二 この規則は、平成十二年一月一日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第七十六号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則 (昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

別表中「一九、九六〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第七十七号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(郵便はがき大とする。)」を記す「殿」を「様」に改め、「7.25パーセント」の次に「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県債権管理事務取扱規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正後の鳥取県債権管理事務取扱規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

告 示

鳥取県告示第七百八十五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する鳥取県の計画を変更したので、同法第四条第十項において準用する同法第五項の規定により告示する。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 肇 豊

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成10年12月鳥取県告示第809号)の全部を改正する。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の平成9年の海面漁業生産量(属人)は、79,000トンで全国第14位の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても、184億円と本県において水産業は重要な産業として位置付けられている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流加工の一の大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要がある。

2 本県の沿岸流は、概略的に単調な沿岸流と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隠岐海峡を通る流れと隠岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水域は我が国多数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80パーセント以上を占めてきたまいわし資源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても低水準、減少傾向にあるものが多くなっている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理を図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の

採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県入漁者においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うよう努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

平成12年：若干

【するめいか】

平成12年：若干

三 特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。